

郡山市上下水道局業務委託契約に係る制限付一般競争入札実施要綱

平成21年10月1日制定

平成23年4月28日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成24年8月31日一部改正

平成25年6月3日一部改正

平成27年7月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本局が発注する業務委託契約（以下「業務委託」という。）に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 制限付一般競争入札に付す業務委託については、設計金額（規程第41条の2に規定する契約を締結する場合については設計金額にその契約期間を乗じて得た額）が1,000万円以上の業務委託のうちから、郡山市上下水道局契約審査会（郡山市上下水道局契約審査会規程（昭和51年郡山市水道局規程第6号）第1条により設置された郡山市上下水道局契約審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、制限付一般競争入札に付すべきものと認めた業務委託については、これを対象業務として指定できるものとする。

(入札参加者の資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成20年7月1日制定。以下「入札参加者資格要綱」という。）に基づく有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (3) 入札参加者資格要綱の規定に基づく指名停止期間中の者（入札日までに入札参加者資格要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 対象業務の性質又は目的を考慮して審査会が必要と認める営業所の所在地要件を満たす者であること。
- (5) その他対象業務ごとに審査会が必要と認める要件を満たす者であること。

(公告)

第4条 管理者は、規程第21条の規定に基づき、第1号様式により公告を行うものとする。

2 公告は、郡山市上下水道局公告式規程（平成23年郡山市水道局規程第2号）第2条第2項の掲示場に掲示して行うとともに、郡山市ウェブサイトにも掲載するものとする。

（入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出）

第5条 管理者は、制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の参加資格を確認するため、公告において指定する日までに、申請者に入札参加申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

（入札参加資格の確認等）

第6条 前条の規定により入札参加資格の有無の確認をしたときは、その結果を申請者に対して、入札参加資格確認通知書（第3号様式）により通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第7条 前条の規定により入札参加資格を有することとされた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第3条の各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) その他公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

2 管理者は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、当該入札参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

（設計図書等の閲覧）

第8条 対象業務の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、公告において指定する期間（以下「指定期間」という。）内に閲覧に供するものとする。

2 入札参加申請者は、指定期間において設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

3 入札参加申請者は、設計図書等に関して質問があるときは、設計図書等質問書（第4号様式。以下「質問書」という。）により行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定により提出された質問書について、設計図書等回答書（第5号様式。以下「回答書」という。）により回答するとともに、当該質問書及び回答書を設計図書等の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

（委託料内訳明細書）

第9条 管理者は、必要と認めるときは、入札の執行に先立ち、入札参加資格者に対し委託料内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）の提出を求めることができる。

（入札の中止等）

第10条 管理者は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

（入札の方法）

第11条 入札の実施に当たっては、規程第32条第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定するものとする。

- 2 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに再度の入札を行う。
- 3 再度の入札は、原則1回とする。
- 4 第2項の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結することができる。
- 5 前項の随意契約に係る見積り合わせは、原則2回とする。また、第2項の規定による再度の入札において、予定価格超過の価格を提示した者のみの場合には、最低の価格及び次順位の価格を提示した者（最低の価格を提示した者が複数いる場合には、次順位の価格を提示した者は含まない。）により行うものとし、最低制限価格未満の価格を提示した者がいる場合には、再度入札を行うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

公告第 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

- 1 制限付一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務委託名
 - (2) 施行場所
 - (3) 委託期間
 - (4) 業務概要
 - (5) 支払条件
- 2 入札執行の場所及び日時
 - (1) 場所
 - (2) 日時
- 3 入札に参加する者に必要な資格
- 4 入札参加の申込み
 - (1) 申請書等の交付及び受付
 - (2) 確認結果の通知
- 5 設計図書等の閲覧
 - (1) 期間
 - (2) 時間
 - (3) 場所
 - (4) 設計図書等の複写
- 6 設計図書に対する質疑応答
- 7 入札保証金
- 8 入札書に記載する金額
- 9 入札の中止
- 10 入札の無効
- 11 落札者の決定等
- 12 契約の締結及び契約書の作成
- 13 入札に関する注意事項
- 14 その他

第2号様式（第5条関係）

入札参加申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

電話番号

市登録番号

貴局において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。
なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 業務委託名
- 2 施行場所

年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

印

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった制限付一般競争入札に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

業務委託名	
入札参加資格 の有無	有 無
入札参加資格 がないと認め た理由	

第4号様式（第8条関係）

※整理番号	
-------	--

設 計 図 書 等 質 問 書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

作成担当氏名

電 話 番 号

業 務 委 託 名	
質 問 事 項	

注：※印の欄には記載しないこと。

第5号様式（第8条関係）

※整理番号	
-------	--

設 計 図 書 等 回 答 書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

郡山市上下水道事業管理者

印

委 託 業 務 名	
回 答 事 項	